

事務連絡  
平成25年11月15日

管内各都県農薬担当課長 殿

関東農政局消費・安全部  
安全管理課長

### 農薬の使用基準が変更された場合の注意喚起等について

今般、過去に適用がありその適用が数年前に削除された作物に対して、最終有効年月を過ぎた農薬を当時の使用基準に従って使用したことにより、食品衛生法に基づき定められた残留農薬基準値を超過したと考えられる事例が発生しました。

適用作物等使用基準の変更のうち、使用制限となる登録の変更については、各都道府県担当者に情報提供し、防除基準等の見直しが必要な場合は、速やかに見直しを行うとともに、当該農薬の使用基準等の変更内容とあわせ、防除基準等の見直しの内容を速やかに関係者に周知するようお願いしています。

このようななか、最終有効年月を過ぎた農薬を使用することは、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準の変更があったとしても、変更に係る注意が薄れ、農業者が変更気付かず添付されたラベルに従い古い使用基準で使用してしまう可能性があります。

厚生労働省は、現在、国内外において食用作物等に使用するための、農薬等として製造等されていないと考えられる農薬成分の暫定基準値を、削除する手続きを進めています。平成25年2月1日に農薬等24品目の基準値が一律0.01ppmと改正されたのに続き、平成25年10月22日に新たに農薬等7品目の基準値が一律0.01ppmと改正されました。残留農薬基準値が低く変更されている場合は、今般の事例のように、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあります。そもそも農薬は、その薬効を保証するため農薬の容器に最終有効年月を表示することとされており、最終有効年月を過ぎた農薬については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第2項に基づき、使用しないよう指導しています。

これまでも農薬使用者に対して、十分御指導いただいていると考えておりますが、使用基準の変更があった場合には関係者に速やかに周知するとともに、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう改めて注意喚起を願います。